

相続財産管理制度の活用について

● 相続財産管理制度とは

相続人の存在、不存在が明らかでない場合や相続人全員が相続放棄して、結果として相続する者がいなくなった場合、利害関係人や検察官からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産を管理する管理人の選任をする民法第952条による制度。

● 空家等の概要

所在地	小牧市藤島町居屋敷313番地
構造ほか	木造 2階建て 延べ面積 67.4㎡
状態	樹木等の繁茂、テレビアンテナの固定不良 相続人（管理者）がいないため、適切な管理がなされない。 （指導する相手がない）

● 相続財産管理人の選任状況

R3.10	相続財産管理人選任申立て
R3.11	相続財産管理人選任（弁護士）
R4.3	売買により所有権移転
R4.8	家庭裁判所より予納金還付 相続財産管理人より申立費用還付

《措置前》



《措置後》



（令和4年4月20日撮影 除却済み）